

マイナンバー制の狙い

「所得の正確な把握」と「社会保障の負担や受給の不正防止」が主たる導入目的である。その結果、こんな事実が明るみに出るとされる。①勤務先に秘密のアルバイト収入 ②配偶者控除を超える妻の給与収入 ③自営企業2社から給与を得ているのに、1社のみでの社会保険加入による負担回避 ④収入・財産隠蔽による年金・生活保護費等の不正受給 ⑤社会保険・労働保険に未加入の社員の存在。



(竹内)

平成27年税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、平成27年度与党税制改正大綱が公表されました。その主な内容をまとめてみました。

<法人税について>

- ◆ 法人税率の引き下げ
 - ・法人税率を23.9%（現行25.5%）に引き下げる。（平成27年4月1日以後開始事業年度）
 - ・中小法人の軽減税率の特例（所得800万円以下部分に15%）の適用期限を延長する。
- ◆ 欠損金の繰越控除制度について
 - ・欠損金の繰越控除限度を所得の65%まで（現行80%）とし、以後50%まで引き下げる。（平成27年4月1日以後開始事業年度から順次）（中小法人等除く）
 - ・欠損金の繰越控除期間を10年（現行9年）に延長する。（平成29年度以降）
- ◆ 受取配当金の益金不算入制度について、被支配目的株式会社等（保有割合5%以下）の不算入割合を20%にする等、縮小する。
- ◆ 外形標準課税の拡大（資本金1億円超の普通法人のみ）
 - ・所得割部分を縮小し、付加価値割・資本割部分を2倍に拡大する。（平成27年4月1日以後開始事業年度より段階的に）
- ◆ 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の適用要件緩和（平成28年4月1日以後開始事業年度より）

<個人所得税について>

- ◆ NISAの拡充
 - ・ジュニアNISA口座（20歳未満）開設を可能に。年間投資上限額80万円（平成28年分より）
 - ・投資上限額を引上げ（年間100万円⇒120万円）（平成28年分より）

<相続・贈与税について>

- ◆ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充
 - ・適用期限を延長した上で拡充する。（非課税枠：1,000万円⇒最大3,000万円）
- ◆ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設（平成27年4月1日より）
 - ・子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与を非課税とする。（1,000万円まで）

<消費税について>

- ◆ 消費税率の引上げ
 - ・消費税率10%への引上げ施行日の変更：平成27年10月1日 ⇒ 平成29年4月1日
 - ・景気判断条項の削除

<その他>

- ◆ 円滑・適正な納税のための環境整備
 - ・マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づける。

平成27年度税制改正大綱は、今年3月の通常国会にて法案成立することが予想されます。

(大寺)

研修会のご案内

下記の日程で研修会を開催いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。（要予約）

◆日 時：平成27年3月19日（木）

13時30分～16時20分

◆場 所：徳島県教育会館 本館4F会議室

◆研修内容：

①「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の概要」

②「労働・社会保障関係 改正のポイント」

③「平成27年度版 税制改正のポイント」



マイナンバー制度とは？



— マイナンバー制度 —

「マイナンバー制度」は、日本国民と日本に居住する外国人1人ひとりに番号を割り振り、所得や納税実績、社会保障に関する個人情報を一括管理する制度で、2016年1月から利用がスタートします。

これまで国や市町村などがバラバラに管理してきた個人情報を連携させ、相互利用を可能にすることで、国民の利便性を高めると同時に行政の透明化・効率化を図ることが同制度の目的です。

民間企業でも、社会保障・税務関連の諸手続きにマイナンバーを利用することになりますが、システム変更および厳格な情報管理体制の構築が必須となります。

— 【社会保障】・【税】・【災害対策】の分野で利用 —

1. 平成27年10月

- 個人別にマイナンバーの通知(12桁)

市区町村から、住民票の住所に通知カードが送られてくる ⇒ 通知カードとあわせて個人の申請により個人カードを交付

- 法人(13桁)

2. 平成28年1月 利用開始 ● 税(確定申告・調書・源泉徴収票等) ● 雇用保険(資格取得・確認・給付)

3. 平成29年1月 利用開始 ● 健康保険、厚生年金保険(資格取得・確認・給付)

(西谷)

3月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満: 請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額<4月~7月分>の納付(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

建設係

●●● 請負と給与の区分 ●●●



そもそも請負と給与はどう区別する？

- 請負契約に基づくものは「事業所得」として「外注費」
- 雇用契約に基づくものは「給与所得」として「給与」として

と処理することになります。「外注費」なら源泉徴収の必要はありませんが、「給与」だと源泉徴収の必要があります。また「外注費」であれば消費税上、仕入税額控除ができます。

税務調査でも請負と給与の区別について争点となることがありますので国税庁の通達よりまとめておきます。

①他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。



当人が拘束されているなら実質従業員、給与となります。

②報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束を受けるかどうか。



仕事に対する対価ではなく労働時間が対価なら給与となります。

③作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督を受けるかどうか。



自分の責任で仕事をしているなら請負、指示された作業だけしているなら給与となります。

④まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。



仕事の引渡しが条件なら請負、労働時間さえあれば支払なら給与となります。

⑤材料又は用具等を報酬の支払者から供与されているかどうか。



経費を自分で負担していれば請負、経費が会社負担なら給与となります。

結論として、外注費を給与と認定されないためには、まず書類(契約書)等を整備する必要があります。

(天羽)

リスマネ委員会

○●○ 個人年金保険料控除 ○●○

個人年金保険料控除は所得税法により認められた制度です。1年間に支払った個人年金保険料の一部を控除額として所得額から差し引くことができ、所得税と住民税を軽減することができます。

例えば、平成24年以降の契約について言えば、年間80,000円以上の個人年金保険料を支払った場合、所得税で40,000円、住民税では28,000円を所得から控除することができます。(全期前納払を含む。平成23年以前契約は年間100,000円以上の保険料を支払った場合、所得税50,000円、住民税35,000円控除)

ただし、同じ個人年金保険契約でも下記の条件が満たされていない場合、「個人年金保険料控除」ではなく「一般生命保険料控除」の対象となりますのでご注意ください。

- 条件**
- 年金の受取人は、保険料若しくは掛金の払込みをする者、又はその配偶者となっている契約であること。
 - 年金の支払は、年金受取人の年齢が原則として満6歳になってから支払うとされている10年以上の定期又は終身の年金であること。
 - 保険料等は、年金の支払を受けるまでに10年以上の期間にわたって、定期に支払う契約であること。

(さくらビジネス)

医療係

○●○ 家事関連費とは ○●○

個人開業医の確定申告のうち注意すべき経費の扱いとして「家事関連費」があります。

事業上の経費と家事上の費用が混在している経費を家事関連費と言います。これらの費用は確定申告の時に使用時間、面積割合など合理的基準により按分し事業用の部分のみを経費とします。

<主な家事関連費> 経費科目別に見た場合

勘定科目	按分の基準
車両費	ガolin代、車検等維持費などは、使用割合
減価償却費	建物、自動車などは使用面積、使用割合など
損害保険料	火災保険料、自動車保険料などは使用面積、使用割合など
租税公課	固定資産税、都市計画税は使用面積、使用割合など
支払利息	建物などに関わる支払利息は使用面積、使用割合など
水道光熱費	事業と家事用のメータが同一な電気代、水道代、ガス代などは使用時間、電灯数、蛇口数、コック数など
通信費	事業と家事用が同一の電話回線などは、使用割合、時間など

特に、病医院の開設が住宅兼診療所の場合は、家事関連費が混入しやすいため注意が必要です。

(後藤)

会計制度

○●○ キャッシュ・フロー計算書について⑧ ~キャッシュ・フロー計算書の仕組みPART 2~ ○●○

キャッシュ・フロー計算書は、「資産の増加・負債の減少は現預金の減少」や「負債の増加・資産の減少は現預金の増加」という考え方をもとに作成されます。この考え方については、注意が必要になります。

例えば、以下のような取引があったとして、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書を作成してみます(税金等は無視します)。

- ① 商品を100円現金で仕入れた(現預金の減少)
- ② 上記商品を200円で掛けにより売り上げた(資産の増加)

	損益計算書	キャッシュ・フロー計算書
売上	200	当期純利益 100
売上原価	100	売掛金の増加 ▲200
当期純利益	100	営業キャッシュ・フロー ▲100

損益計算書では利益が出ていますが、キャッシュ・フロー計算書では営業キャッシュ・フローがマイナス、つまり現預金が減少していることが分かります。

つまり、前述の考え方は、利益に対して現預金はどのように動くのか、ということを表していることになります。

ちなみに、キャッシュ・フロー計算書の営業キャッシュ・フローは、損益計算書の(税引前)当期純利益からスタートして、前期と当期の売掛金や買掛金などの増減から作成していくことが多いのですが、貸借対照表や損益計算書と異なり会計操作が基本的にできません(上記の例で、仮に②の売上が架空のものであったとしても、キャッシュ・フローはあるべき表示になっていることが分かります)。

そのため、金融機関の融資判断においては、利益が出ていることに加え、営業キャッシュ・フローがプラスかマイナスかを重視することもあるようです。

(孝志洋)

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等特定資産の買換え特例(いわゆる「9号買換え」)について、一部内容を改正し、適用期限が 2年3か月延長 されます。改正内容は以下のとおりです。

- イ) 買換え資産から **機械装置** 及びコンテナ用の貨車を **除外** する。
- ロ) 改正後の地域再生法の大都市等(仮称)以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を 75% (同法の特定地域(仮称)への買換えの場合には、70%) (現行 80%) に引き下げる。

特定資産の買換え特例のうち、9号買換えだけが平成26年12月末期限となっていたため、税制改正大綱の公表までは、9号買換えの適用期限が非常に微妙となっており、なくなるとも言われていました。しかし、今回の改正で買換え特例がすべて 3月末期限 にそろい、2年3か月延長され、9号買換えも 平成29年3月末期限 となります。

(坂田)

3月の税務

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 26年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月16日まで
納期限…3月16日 2 所得税確定損失申告書の提出期限…3月16日 3 26年分所得税の総収入金額報告書の提出 提出期限…3月16日 4 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月16日 延納期限…6月1日 5 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月16日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内) 6 26年贈与税の申告 申告期間…2月2日から3月16日まで 7 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月16日 8 国外財産調書の提出…3月16日 9 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日 | <ul style="list-style-type: none"> 10 個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日 11 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…3月31日 12 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(26年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日 13 法人・個人事業者(26年12月分及び27年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日 14 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…3月31日 15 消費税の年税額が 400 万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日 16 消費税の年税額が 4800 万円超の12月、1月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分) (消費税・地方消費税) 申告期限…3月31日 |
|--|---|

第52回優良従業員表彰式①

昨年12月3日、徳島県立中央テクノスクールろうきんホールにて、徳島商工会議所の表彰式が開催されました。永年勤続する優良従業員ということで、当事務所より、20年表彰の部で2名、10年表彰の部で2名が表彰されました。今月号は、勤続年数20年のベテラン職員の2人を紹介させていただきます。

さくら税理士法人
坂東 智也

商工会議所より20年勤続の表彰状をいただきました。

気が付くと、もうそんなになるのだなと改めて実感しました。20年の節目で、もう一度気を引き締め直し仕事に取り組んでいくとともに、後進の育成に力を入れていきたいです。



さくら税理士法人
奥山 智子

先日、20年勤続表彰をいただきました。20年もの間、勤めることができたのも偏に、お客様を始めとする沢山の方々のお蔭であると感謝しております。

これからも、感謝の心を忘れず仕事に精進したいと思います。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181